

上山市告示第124号

上山市共催及び後援に関する事務取扱要綱を次のように定める。

平成26年8月8日

上山市長 横 戸 長兵衛

上山市共催及び後援に関する事務取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、団体等が事業又は行事（以下「事業等」という。）を実施するに当たり、市が共催又は後援をする基準及びその事務取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 共催 団体等と市がともに事業等の主体となって、短期間の事業等を行い、かつ、相互の役割分担、経費の分担及び社会的責任が求められる形態をいう。
- (2) 後援 団体等が主催する事業等に対して、単に市が事業等の趣旨に賛同し、奨励の意を表して名義の使用等を承諾することによって支援することをいう。

(申請)

第3条 市の共催又は後援を受けようとする団体等は、原則として事業等を実施する1月前までに共催・後援申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出し承諾を受けなければならない。ただし、前年度に同様の事業等で共催又は後援を受けた場合は、第3号から第5号までに掲げる書類の添付を省略することができる。

- (1) 事業計画書
- (2) 予算書
- (3) 団体等の規約、会則その他これらに類するもの
- (4) 団体等の役員及び事業関係者の名簿
- (5) 団体等の活動実績を記載した書類
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(承諾基準)

第4条 市長は、次の各号のいずれにも該当すると認めるときは、共催又は後援の承諾をするものとする。

- (1) 市の施策の推進に寄与すると認められる事業等であること。
- (2) 原則として、市の区域又はこれに隣接する区域で開催されるなど、広く市民を対象とした事業等であること。
- (3) 堅実な活動実績を有し、かつ、事業等の遂行能力が十分であると認められるものが主催する事業等であること。

- (4) 事業等の開催場所において、公衆衛生、安全管理、災害防止等に関する措置が講じられていること。
- (5) 収益を伴う事業等にあつては、その収益を社会福祉事業に充てる等の公益性を有する事業等であること。
- (6) 法令又は公序良俗に反する事業等でないこと。
- (7) 市の政治的又は宗教的中立性を損なうおそれのある事業等でないこと。
- (8) 市の行政の運営に関する一般方針に反する事業等でないこと。
- (9) 市が共催又は後援をする意義があると認められるものであること。

(承諾等)

第5条 市長は、第3条の申請書の提出を受けた場合は、その内容を審査し、前条に規定する基準に該当すると認めるときは共催・後援承諾通知書(様式第2号)により、該当しないと認めるときは共催・後援不承諾通知書(様式第3号)により承諾の可否を団体等へ通知するものとする。

2 市長は、共催又は後援の承諾をする場合において、必要があると認めるときは、次に掲げる条件を付することができる。

- (1) 事業に係る経費は、団体等で負担すること。
- (2) 事業等を行うに当たって生じた事故等について団体等の責任において処理すること。
- (3) その他必要な事項

(変更)

第6条 前条の規定により承諾を受けた団体等(以下「承諾団体等」という。)は、承諾を受けた後に事業計画の変更をしようとするときは、当該変更の内容を記載した書類を添えて、共催・後援変更申請書(様式第4号)を市長に提出し、その承諾を受けなければならない。

2 市長は、前項の依頼書の提出を受けた場合は、その内容を審査し、第4条に規定する基準に該当するときには共催・後援変更承諾通知書(様式第5号)により、該当しないときは共催・後援変更不承諾通知書(様式第6号)により承諾の可否を団体等へ通知するものとする。

3 市長は、前項の規定による承諾をする場合において、当該承諾に付した条件を変更することができる。

(報告)

第7条 承諾団体等は、事業等の終了後速やかに、共催・後援事業等実施報告書(様式第7号)に決算書及び事業等の内容が明確に把握できる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(承諾の取消し等)

第8条 市長は、承諾団体等が次のいずれかに該当した場合は、その承諾を取り消し、共催・後援取消通知書(様式第8号)により通知するものとする。

- (1) 第4条に掲げる基準に適合しないと認めたとき。
- (2) 承諾団体等が解散したとき又は事業等を取りやめたとき。

(3) 依頼書又は添付書類に虚偽があると認められるとき。

(4) その他市長が取り消す必要があると認めたとき。

2 前項の規定により承諾が取り消された団体等又は事業等の実施後に前項の規定に該当したことが明らかになった団体等については、承諾が取り消され、又は前項の規定に該当したことが明らかになった日以後の共催及び後援は、原則として行わないものとする。

(事務主管課等)

第9条 共催及び後援に関する承諾事務は、当該共催及び後援に係る事業等の内容と関係する事務を所掌する課等が行うものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年9月1日から施行する。